安曇野市消防団分団等運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、消防団組織の円滑な運営を図り、活動を推進するとともに、安曇野市消防団の活性化を促進するための事業に対し補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、安曇野市消防団規則（平成17年安曇野市規則第148号）第２条に規定する組織のうち、次の各号に掲げるものとする。

(１)　団本部

(２)　分団の部

(３)　本部隊

(４)　女性消防隊

(５)　喇叭部

(６)　音楽部

（補助対象事業及び補助金額）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、前条に定めるものが計画する次の各号に掲げる事業等に該当する場合に要する経費とする。

(１)　消防団員の研修に関すること。

(２)　消防団員の訓練に関すること。

(３)　消防団員の福利厚生に関すること。

(４)　その他市長が特に必要と認めた事業

２　補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(１)　均等割　10万円

(２)　所属する団員数に１万円を乗じて得た額

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとするものは、規則第３条の規定による補助金等交付申請書に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書

(２)　補助事業に係る予算書

（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付を決定した場合は、規則第６条の規定による補助金等交付決定通知書を交付して通知する。

（実績報告）

第６条　前条に規定する通知書を受けたものは、規則第10条の規定による補助事業等実績報告書に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　事業報告書

(２)　補助事業に係る決算（見込）書

（確定通知）

第７条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、内容を精査し、及び補助金額を確定し、規則第11条の規定による補助金等確定通知書をもって当該補助事業者に通知しなければならない。

附　則

この告示は、平成18年度の補助金から適用する。

附　則（平成20年３月31日告示第69号）

この告示は、平成20年４月１日から施行する。